



川口市市産品フェア2025飲食関連出店規約

1 基本条件

- (1) 看板名・責任者情報・食品取扱従事者名簿・販売概要等を記載した「川口市市産品フェア2025飲食ストリート出店申込書」を提出していただきます。
- (2) 川口市保健所生活衛生課所定の「臨時出店届の写し」を提出していただきます。
- (3) 出店物が本展示会・イベントの趣旨に合致しない場合には出店をお断りする場合があります。
- (4) 出店者は、出店申込書等の記載内容を主催者事務局がパンフレット・ホームページ・広報物等に記載することに同意するものとします。

2 出店申込みの取消

- (1) 出店申込後の小間の取消・変更は、原則として認めないものとします。
- (2) 出店者のやむを得ない事情による取消の場合には主催者事務局に遅滞なく連絡するものとします。

3 飲食クーポン券等の追加サービス

- (1) 出店者は飲食クーポン券の販売に協力することに同意したものとします。
- (2) 清算につきましては、後日飲食クーポン券の枚数に応じて、市産品フェア運営委託先である株式会社デジタルSKIPステーションから振り込まれます。
- (3) その他追加サービスについて、出店者は主催者事務局の追加サービス等に協力することに同意したものとみなします。

4 会場の使用に関すること

- (1) 実演・宣伝営業活動は、出店小間内で行ってください。
- (2) 来場者の安全に常に考慮して営業を行ってください。
- (3) 主催者事務局が、展示会運営上問題と判断した場合には制限・禁止・撤去をお願いすることがあります。
- (4) 主催者事務局は(3)による該当出店者に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。

5 主催者の管理と免責及び損害賠償に関すること

- (1) 主催者は、出店物の管理および保全について事故防止に最善の注意を払うものとします。しかしながら万が一搬入・会期・搬入出時の間に製品等の紛失・盗難等が発生した場合でも、一切責任を負わないものとします。
- (2) 主催者は、天災その他やむを得ない事情により生じた出店者の損失または損害については一切の責任を負わないものとします。
- (3) 出店者は、その従業員・関係者・代理人の不注意などによって生じた会場内およびその周辺の建造物、設備に対する全ての損害について、ただちに賠償す

るものとします。

- (4) 主催者はいかなる事由においても、出店者およびその雇用者・関係者が会場小間を使用することにおいて生じた人身および物品に対する障害および損害等に対し、一切の責任を負わないものとします。

6 展示会・イベントの中止について

- (1) 主催者に起因しない事由により開催が妨害された場合、主催者の判断により会期の変更または開催を中止することがあります。
- (2) 主催者は、(1)により生じた損失または損害について、一切の責任を負わないものとします。

7 個人情報の取り扱いについて

- (1) 飲食関連出店に係る個人情報の取り扱いにあたっては「個人情報の保護に関する法律」およびその他の関係法令を遵守いたします。
- (2) 個人情報を収集する際は、その収集目的を明示し、目的を達成するために必要な範囲内で行うことを明らかにした上で、本人の意思による情報の提供を受けることを原則とします。また、個人情報の収集目的を超えた事務局内における利用および事務局以外の者への提供は、今後川口市自主事業に係る案内や川口市および関係団体からの川口市の施設およびこれに関連する内容の案内・照会等の場合を除き、一切いたしません。

8 集計のご協力について

会期終了後に本市のアンケートまたは調査・照会について、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

9 規則の遵守

出店者は、主催者が定めるフェアの実施に係る規約を遵守することに同意するものとします。

【問合せ先】

斡旋先関係団体

または川口市経済部産業振興課工業振興係

電話：048-259-9019

FAX：048-258-1161

E-mail：shisanhin@city.kawaguchi.saitama.jp